

当日資料2

「議員定数と報酬の見直し（原案）」について（答申書案）

1 芽室町議会議員の定数について

（1）議員定数については16人とする。

2 芽室町議会議員の議員報酬について

（1）報酬区分は、議員、議長、副議長、委員長の4区分とする。

（2）月額報酬は、以下のとおりとする。

・議員_____円

・議長_____円

・副議長_____円

・委員長_____円

（3）期末手当は、_____か月分を_____月に支給する。

（単位：円）

| 区分 | 月額報酬 | 期末手当 | 年額報酬 |
|-----|------|------|------|
| 議員 | | | |
| 議長 | | | |
| 副議長 | | | |
| 委員長 | | | |

【議員定数について】

「住民代表の総量」として、多様な民意を反映できる人数を確保することを基本として、「委員会機能の安定的な機能保持」、「多様な視点での政策提案機能・監視チェック機能の強化」、「縮小社会における議会力の維持」等の根拠により、現状維持の 16 名が妥当と結論付ける。

（1）委員会機能が安定的に確保できる人数について

本町議会においては、条例、予算及び事業内容等に関する専門的審査機能を担う常任委員会及び特別委員会を設置し運営している。

これらの委員会が、その役割を十分に果たすためには、欠席や利害関係による除斥等を考慮した上で、審査活動を安定的に維持できる一定の議員数の確保が必要である。また、複数の委員会を同時に運営するためには、各委員会に適切な人員を配置できる体制が不可欠である。したがって、本町議会における委員会活動を安定的に継続し、その機能を維持するために最低限必要となる議員数は、少なくとも 7～8 名とする。

（2）議長・副議長の委員会への関わりについて

地方自治法第 104 条では、「普通地方公共団体の議会の議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理し、議会の事務を統理し、議会を代表する。」と規定し、茅室町議会基本条例第 5 条第 1 項においても、「議長は、議会を代表し、公正で民主的かつ公平な立場において職務を行い、効率的な議会運営を行うこと。」と規定している。この職責に鑑み、議長は地方自治法第 116 条に基づき議決権を有するものの、議会運営全体の公正な調整役を担う立場から、委員会に所属しないことが一般的な運営慣行となっており、これまで同様にこの原則を継続して適用する。

また、副議長は、議長を補佐する役割を有しつつ、議員として委員会に所属することは可能である。しかしながら、副議長が委員長等の職務を兼務することは、議会運営の公正性及び公平性を損なう恐れがあるため、これまで同様にこの原則を継続して適用する。

（3）強化すべき委員会機能について

地方自治法第 109 条では、「議会は、条例で、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会を置くことができる。」と規定している。本町議会の議員定数を踏まえると、委員会数を増設することは、委員 1 人当たりの所属数や負担を過大にし、

結果として委員会機能の安定性を欠く事態を招く恐れがある。

現在の本町行政事務は「総務・産業」と「福祉・教育」に大きく分類でき、この事務事業量と内容を鑑みると、2常任委員会体制とすることで、審査が網羅的かつ効率的に行うことができ、委員会機能の確保として適正な体制であると結論付ける。

(4) 常任委員会への委員重複所属について

常任委員会は、議会の専門的な審査機能を担う重要な機関であり、委員が複数の委員会に重複所属する場合、同一議員が複数の審議の場で発言・判断を行うこととなり、結果として委員会相互の独立性やチェック機能が低下を招く恐れがある。また、住民の多様な意見を幅広く反映させるためには、多様な議員が各委員会に参画することが重要である。以上の観点から、常任委員会における委員の重複所属は、議会機能の健全性を保つためにも極力避けることが望ましいと結論付ける。

(5) 議員（委員）間の活動量の平準化について

本町議会では、現在、広報広聴に特化した委員会を設置しておらず、広報誌の編集や住民意見の集約といった役割を議会運営委員会が兼務している状況にある。

この体制の結果、議会運営委員会に業務が集中し、議員間における活動負担に偏りが生じている実態がある。広報広聴活動は、住民の議会活動に対する理解を深め、信頼を高めるために不可欠な機能であり、独立した委員会を設置することにより、専門的かつ継続的に取り組むことが可能となる。

この体制を整備することにより、議員間の活動負担が平準化されるとともに、議会全体としての機能強化にも資するものと考える。

(6) 人口との兼ね合いについて

議員定数のあり方を検討する際、従来は法令により、人口との比例関係が主要な基準とされてきた。しかしながら、近年においては、議会の役割、委員会機能の安定的な確保及び政策形成機能の充実といった機能面を重視した議論が主流となっている。この変遷に鑑み、定数を決定する上で単純な人口比例のみを根拠することは、必ずしも妥当とは言えない。

一方で、「人口が減少すれば議員定数も削減すべき」という住民感覚に基づいた意見が根強く存在していることも事実である。したがって、議員定数の決定にあたっては、人口論に過度に依拠することなく、かつ住民感覚にも真摯に向き合いながら、前述の議会機能を持続可能かつ安定的に確保するという視点をもって臨むことが必要と結論付けた。

【議員報酬について】

「議員の責務に対する対価」を基本として、生活給的要素を含める全国町村議会議長会の「原価方式の算定モデル（町長給与×活動日数比率）」（令和4年モデル）の算式を根拠として算定する。

（1）報酬の根拠について

議員報酬は「議員の責務に対する対価」であることを基本に据えるべきである。

茅室町議会基本条例やこれまでの答申（議会改革諮問会議等）においても示されているとおり、議員は、政策提案、行政監視、住民対話など広範な責務を担っている。これらの責務を持続的に果たすためには、議員が安定して活動できる基盤が必要であり、報酬には生活給的な要素を含める必要があると整理されてきた経緯がある。近年、全国的に「無投票」や「なり手不足」が深刻な課題となっている。

本町議会においては、多様な人財が立候補できるための条件整備のひとつとして、適正な議員報酬の設定が不可欠であると結論付けた。

（2）報酬の根拠とすべき方式について

本町議会における議員報酬の算定式については、全国町村議会議長会が示す「原価方式の算定モデル（町長給与×活動日数比率）」（令和4年モデル）を基本方式として採用する。この方式は、議員自身の活動量を算定の基礎とすることから、報酬決定における客觀性及び合理性が最も高いと判断する。

過去の答申（H26）においても、複数の方式を比較検討した結果、この「積上方式（原価方式）」が選択されており、以降もその立場を踏襲している。基本方式である算定式を基本としつつ、議員の「成果」や「責務」の観点を補足的に加えることにより、議員報酬を「対価・成果・責務」の三要素から体系的に説明できる構造とする。

（3）役職区分について

議長、副議長、委員長は、それぞれ議事運営や調整業務、委員会活動の総括など、固有の権限と重要な責務を担っているため、その責務の重さに応じて区分を設け、報酬に差を設けることが合理的である。

副委員長については、その業務量が一定程度多いことは認められるものの、議長、副議長及び委員長が有する固有の権限及び責務には至らないと判断し、役職区分としては取り扱わない。副委員長のみを対象とした期末手当加算率の導入にも検討したが、現時点においては適用は困難であると結論付けた。

（4）期末手当について

議員に対する期末手当は、一般にいう賞与（ボーナス）とは異なり、年間報酬の一部として位置付けられている。本町議会においては、現在は通年議会制（5月～4月）の期間を踏まえて、期末手当を年1回（4月支給 4.1か月分）とする独自の運用となっている。しかしながら、今後はこれまでの運用実績を踏まえつつ、社会通念上の慣行を踏まえ、支給回数を年2回に変更する（11月・5月支給）。また、期末手当の率については、年間報酬を構成する要素として、年間 4.6 か月分の割り振りとした。

（5）報酬増にかかる財源確保について

全国町村議会議長会が令和6年に行った要望では、議員報酬の低水準が議員のなり手不足の一因であると指摘されており、この状況を改善するためには、「地方交付税算定における議員報酬単価の引き上げ」や「報酬改定を行った町村に対する財政措置の充実」が国・道に求められている。

この現状を踏まえ、議員報酬の適正化に必要な財源確保にあたっては、国・道による財政支援を獲得し、本町（町村）の負担を軽減する仕組みづくりが不可欠である。

したがって、本町議会としては、報酬増額にかかる財源確保にあたり、既存歳出の見直しによる独自の財源捻出を図る努力を継続するとともに、国・道による制度的財政支援を活用する可能性も含めて検討を進めることとする。その実施にあたっては、これらの財源措置の経緯や合理性について、住民に引き続き丁寧かつ明確に説明責任を果たすことを原則とする。